



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに関する 縦覧等のお知らせ

平成17年11月4日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「使用済みペットボトル再資源化施設」に係る事後調査報告書（供用時その2）の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<p>JFE スチール株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 代表取締役社長 馬田 一</p> <p>JFE 環境株式会社 神奈川県横浜市弁天町3番地1号 代表取締役社長 福武 諄</p>		
	指定開発行為の名称	使用済みペットボトル再資源化施設		
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（第2種行為）		
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区水江町5番 （開発区域面積：約12,520㎡）		
	指定開発行為の目的	一般廃棄物処理施設（使用済みペットボトル再資源化施設）の建設		
	指定開発行為の内容	土地利用計画	<p>建築物：6,250㎡（49.9%） 屋外設備：290㎡（2.3%） 通路・駐車場：2,850㎡（22.8%） 緑化地：3,130㎡（25.0%）</p>	
		設備	<p>ボトル受入れ、解俵設備、ボトル選別施設、粉碎・ラベル分離設備、フレーク洗浄設備、ポリオリフィン分離設備、フレーク精製・充填設備</p>	
		製造物	ペットフレーク、高炉還元剤用原料	
		処理能力	48ト/日	
	指定開発行為の施行期間	着手：平成13年9月、供用開始：平成14年4月		
事後調査の項目等	緑の質及び量等（緑の回復・育成の状況）			
環境影響評価の手続経過	<p>平成13年2月21日 条例環境影響評価準備書公告 平成13年8月2日 条例環境影響評価書公告 平成15年8月26日 事後調査報告書（その1）公告</p>			
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	<p>期間：平成17年11月4日（金）から 平成17年12月5日（月）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで</p>		
	縦覧場所	川崎区役所、大師支所及び本庁（環境局環境評価室）		
	意見書の提出	<p>・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。</p> <p>・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</p> <p>【意見書の提出】 提出期限：平成17年12月5日（月） （郵送の場合は、平成17年12月5日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。</p>		
問い合わせ先（意見書提出先）	<p>川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：200-2156、FAX：200-3091 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm</p>			